

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3133号)

令和6年11月26日

横情審答申第3133号

令和6年11月26日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年9月13日港南生第444号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和元年度港南生指令第365号 食品営業許可 起案書〈継続申請〉」
の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和元年度港南生指令第365号 食品営業許可 起案書〈継続申請〉」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年6月10日付で行った「令和元年度港南生指令第365号 食品営業許可 起案書〈継続申請〉」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア、第4号及び第6号柱書に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 個人の氏名及び印影

個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため旧条例第7条第2項第2号本文に該当する。また、同号ただし書アからウまでに該当しない。

(2) 特定刑務所の施設平面図及び施設構造に係る情報

建築設計上の技術的ノウハウが含まれており、公にすることにより設計者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるため、旧条例第7条第2項第3号アに該当する。

また、公にすることにより脱走に利用される等、公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあるため、旧条例第7条第2項第4号に該当する。

(3) 乾麺の配合割合、製造工程及び材料の製品規格書における製造者及び商品名

公にすることにより競争上の不利益を被り、収益の減少につながることで特定刑務所の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、当該文書は任意に提供を受けており、開示を前提としていないので、公にすることにより実施機関と特定刑務所との信頼関係が悪化し、衛生管理に係る円滑な監視指導等に支障を来し、保健所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、旧条例第7条第2項第6号に該当する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 食品衛生責任者等とは、いずれも特定刑務所長か法務技官栄養士をいうものと解されるが、当該氏名は、市販されている職員録又は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）が示すとおり公にされている。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 食品衛生法に係る営業許可事務について

食品の製造等に係る営業に当たっては、当該施設が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき定められた施設基準に適合するものであること等の確認を経て営業許可を受ける必要がある。

保健所では、申請及び継続申請に基づいて施設の確認等を行い、営業許可に関する事務を行っている。

- (3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定刑務所の麺類製造施設の継続申請に係る食品営業許可起案書及びその添付資料（食品営業許可申請書、施設の大要、食品衛生監視票、工場の配置図、製造予定品目、原材料の報告文書、乾麺の製造工程及び製品規格書）である。

実施機関は、このうち、食品営業許可起案書、食品営業許可申請書及び食品衛生監視票に記載された衛生責任者の氏名（以下「非開示部分1」という。）、

施設の大要に記載された立会者の氏名（以下「非開示部分2」という。）、原材料の報告文書に記載された報告者の氏名（以下「非開示部分3」という。）及び製品規格書上の製造会社社員の印影（以下「非開示部分4」という。）を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。また、施設の大要に記載された施設構造に係る情報（以下「非開示部分5」という。）及び工場の配置図（以下「非開示部分6」という。）を同項第3号ア及び同項第4号に該当するとして、製造予定品目に記載された乾麺の配合割合及び乾麺の製造工程（以下「非開示部分7」という。）並びに製品規格書に記載された製造者及び商品名（以下「非開示部分8」という。）を同項第6号柱書に該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」について、開示しないことができる旨を規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除く旨を規定している。

イ 非開示部分1から非開示部分3までは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

審査請求人は、市販の職員録や申合せにより、特定刑務所職員の氏名は公にされていると主張するが、当審査会で確認したところ、職員録に掲載されるのはごく一部であり、非開示部分1から非開示部分3までの職員については掲載されていなかった。また、申合せは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の運用についてのものであり、旧条例

の運用とは状況を異にする。

したがって、非開示部分 1 から非開示部分 3 までは、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

ウ 非開示部分 4 は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 旧条例第 7 条第 2 項第 4 号の該当性について

ア 旧条例第 7 条第 2 項第 4 号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができる旨を規定している。

イ 非開示部分 5 には施設の材質や構造が、非開示部分 6 には製麺工場の全体構造が具体的に記載されている。これらを公にすると脱走に利用されるおそれがあること等から本号に該当するとの実施機関の説明は首肯できるので、同項第 3 号アについて判断するまでもなく、本号に該当し非開示が妥当である。

(6) 旧条例第 7 条第 2 項第 6 号柱書の該当性について

ア 旧条例第 7 条第 2 項第 6 号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができる旨を規定している。

イ 非開示部分 7 には乾麺の配合割合や製造工程が、非開示部分 8 には原材料の製品名や製造業者が記載されている。これらの情報は特定刑務所における生産手法等の内部管理情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、本号柱書に該当する。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 9 月 13 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 4 年 10 月 20 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令和 6 年 9 月 24 日 (第 3 回 第五部会)	・ 審議
令和 6 年 10 月 22 日 (第 4 回 第五部会)	・ 審議